

意見書の提出先等

(1) 提出先 神河町役場 農林政策課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX、インターネットによる提出のみとし、電話による意見は受けつけない。

なお、郵送、FAX、インターネットによる提出期限は、縦覧完了日の令和8年1月5日、午後5時15分までに必着とする。

(郵 送) 〒679-3116 神河町寺前64 神河町役場 農林政策課

(F A X) 0790-34-0691

(インターネット) nourin@town.kamikawa.hyogo.jp

(3) 提出にあたっての留意事項

ア. 意見書は地域農業経営基盤強化促進計画(案)に対する意見以外には提出することはできない。

イ. 意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

ウ. 提出された意見書は、一覧表にしてその内容を公表するものとする。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せて対応するものとする。

エ. 提出のあった意見には個別の回答はせず、地域農業経営基盤強化促進計画の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域農業経営基盤強化促進計画(案)の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、地域農業経営基盤強化促進計画の公告時にその処理結果を公表する。